

道路交通法が改正されました。

～平成20年6月1日から施行～

自転車の歩道通行可能要件が明確化

○ 標識で指定された場所以外でも、自転車で歩道を通行することができます。

歩道が通行できるのは

道路標識等で指定された場所

子どもや高齢者などの場合

交通の状況からやむをえない場合



「自転車は車道通行が原則」であることに変わりはありません。

このほかにも、

○ 13歳未満の子どもを自転車に乗車させる場合は、
自転車用ヘルメットをかぶらせましょう。



後部座席シートベルトの着用義務化

違反点 1点(座席ベルト装着義務違反)

後部座席については高速道路・自動車専用道路での違反に限る。

○ 自動車の運転者は、助手席以外についても、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。



きちんとしめよう



高齢運転者標識の表示

75歳以上の方に対する高齢運転者標識の表示を義務付ける規定は、平成21年4月24日公布(同日施行)の改正道路交通法により、当分の間は適用せず、70歳以上75歳未満の方と同様に努力義務にとどめることとされました。

